

平成 29 年第 2 回津南町議会定例会会議録

(6 月 16 日)

招集告示年月日		平成 29 年 6 月 5 日			招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 29 年 6 月 14 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 29 年 6 月 16 日 午後 0 時 22 分			
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別		
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出		
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出		
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出		
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出		
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出		
	6 番	栗原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出		
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出		
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者		
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	高橋隆明	○		
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	江村善文	○		
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○		
	農業委員会長	涌井直	○	教育委員会教育次長	上村栄一	○		
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○		
	総務課長	根津和博	○	病院事務長	桑原次郎	○		
	福祉保健課長	高橋秀幸	○					
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	村山詳吾	班長	石沢和也		
会議録署名議員		4 番	風巻光明		11 番	藤ノ木浩子		

〔付議事件〕

(6月16日)

- | | | | |
|-------|--------|--|---------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について | |
| 日程第2 | 同意第3号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について | |
| 日程第3 | | 同意第4号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第4 | | 同意第5号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第5 | | 同意第6号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第6 | | 同意第7号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第7 | | 同意第8号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第8 | | 同意第9号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第9 | | 同意第10号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第10 | | 同意第11号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第11 | | 同意第12号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第12 | | 同意第13号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第13 | | 同意第14号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第14 | | 同意第15号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第15 | | 同意第16号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第16 | | 同意第17号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第17 | | 同意第18号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第18 | | 同意第19号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第19 | | 同意第20号 | 津南町農業委員会委員任命の同意について |
| 日程第20 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 日程第21 | 議案第35号 | 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について | |
| 日程第22 | 議案第36号 | 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について | |
| 日程第23 | 議案第37号 | 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条
例の制定について | |
| 日程第24 | 議案第38号 | 財産の取得について（ロータリ除雪車） | |

- 日程第25 { 議案第39号 平成29年度津南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第26 { 議案第40号 平成29年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 { 議案第41号 平成29年度津南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 { 議案第42号 平成29年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 { 議案第43号 平成29年度津南町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第44号 工事請負契約の締結について(津南小学校増築工事)
- 日程第31 発議案第3号 国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第32 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願
- 日程第33 発議案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 日程第34 議員派遣の件について
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（草津 進）

報告第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

本件につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第10号）において御承認いただきました繰越明許費の計算書の報告であります。細部につきましては、各担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（根津和博）、建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終了いたします。

日 程 第 2

同意第3号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 3

同意第4号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 4

同意第 5 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 5

同意第 6 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 6

同意第 7 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 7

同意第 8 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 8

同意第 9 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 9

同意第 10 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 10

同意第 11 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 11

同意第 12 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 12

同意第 13 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 13

同意第 14 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 14

同意第 15 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 15

同意第 16 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 16

同意第 17 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 17

同意第 18 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 18

同意第 19 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

議長（草津 進）

同意第 3 号から同意第 19 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

同意第 3 号から同意第 19 号まで一括して説明いたします。本件につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が議会の同意を要件とする市町村長の任命制となったことから、委員任命に当たりお諮りするものであります。先般、副町長を委員長とする津南町農業委員等候補者評価委員会において選考したものであり、参考資料のとおりいずれの方も農業に関する識見を有し、農業委員の職務を適切に行うことができる方々であると考えておりますので、御同意くださるようよろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行いません。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

同意第 3 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 3 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 3 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第 4 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 4 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 4 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第5号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第5号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第5号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第6号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第6号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第6号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第7号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第7号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第7号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第8号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第8号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第8号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第9号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第9号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第9号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第10号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第10号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第10号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第11号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第11号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第11号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第12号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第12号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第12号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第13号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第13号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第13号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第14号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 14 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 14 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第 14 号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第 15 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 15 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 15 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第 15 号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第 16 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 16 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 16 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第 16 号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第 17 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 17 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 17 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第 17 号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第 18 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 18 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 18 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、同意第 18 号は同意することに決定いたしました。

議長（草津 進）

同意第 19 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 19 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 19 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第 19 号は同意することに決定いたしました。

日 程 第 19

同意第 20 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

議長（草津 進）

同意第 20 号を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって村山道明議員の退場を求めます。

—（村山道明議員退場）—

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

本件は、同意第 3 号から同意第 19 号の一括説明のとおりであり、本町農業委員に村山道明氏を任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。村山氏の略歴は、参考資料のとおりであり、人格、農業に関する識見とも農業委員として適任者であると考えますので、同意くださるようよろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

8 番、津端眞一議員。

（8 番）津端眞一

評価委員会が開かれて選出をされたというのは了解していますが、確かこの改正に当たって説明を受けたところでもありますけれども、公職、あるいは、それに準ずるような職にあるものは除くというような文面があったかに記憶しております。その点、評価委員でどういう意見が交わされて村山議員が選ばれたのか、御説明ください。

議長（草津 進）

副町長。

副町長（小野塚 均）

村山議員につきましても、今ほど町長から提案理由の説明があったとおり、農業に、あるいは、農業関係に関する知識・識見、こういうものを持っているということで、委員の皆さんから賛同をいただき、町長のほうには報告をさせていただきました。

以上です。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 20 号について採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

同意第 20 号について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立 7 名、非起立 5 名）—

賛成多数です。よって、同意第 20 号は同意することに決定いたしました。

村山道明議員の入場を許可いたします。

—（村山道明議員入場）—

村山道明議員に告知いたします。同意第 20 号は、同意することに決定いたしました。

日 程 第 20

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（草津 進）

諮問第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

人権擁護委員の高橋芳子氏が平成 29 年 9 月 30 日をもって 3 期 9 年の任期満了を迎えますが、再度人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。高橋氏の略歴は参考資料のとおりであります。人格、識見ともに人権擁護委員として適任者であると考えております。法務大臣に推薦を行う必要がありますので、議会の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第1号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について高橋芳子さんを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、諮問第1号について、高橋芳子さんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

日 程 第 21

議案第35号 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第35号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による養子縁組里親の法定化及び育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情について明文化することに伴い、所要の条例改正を行うものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

何点かお聞きしたいのですが、養子縁組里親なのですが、この育児休業というのは、子どもの年齢はどうなるのでしょうか。年齢にかかわらず1年ということになるのか、そのことを教えていただきたいのと、それから、育児休業の延期ですね。延期はいいのですが、例えば現在の状況なのですが、育児休業をしているときに2番目のお子さんが生まれて、今お1人が1歳、2歳で

保育園に入っていると。育児休業にお母さんが入ったから、今保育園に行っている子は対象となってお母さんが見なさいとなるのか。その2点をまず最初にお聞かせください。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

1点目の御質問でございます。育児の年齢でございますけれども、子どもが3歳になるその日まで休業することができます。2点目でございますけれども、1人の子につき1回の育児休業ということで、これが3歳まで認められておりますので、その対象者が育児休業の期間中であれば。保育園の対象とおっしゃいましたか。保育所の対象の関係は、教育委員会の範疇になりますので、確認しておりませんが、3歳までは育児休業は取れるということでございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

先ほど言ったそのところも。お母さんが2番子を生んで、育児休業中に保育園に入っているお子さんが、お母さんが家にいるから対象となって家にいなければならないのか。その点と、私、これを見た時に育児休業が終わるので保育園に入る、例えば育児休業中に対象として家で見て子どもも結局待機児童になってしまって、また入れなくなるのかなという心配をしたのですが、そこら辺の実態はどうなっているのか。それと、役場庁舎内の育児休業の実績というのは、どういうふうになっていますでしょうか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

1人目のお子さんが保育園に入っていて、2人目のお子さんを出産したという場合に、1人目のお子さんが対象となるのかということにつきましては、出産という理由がありますので、保育所の入所の要件には該当するということでございます。第1子はそのまま入所で退所の必要はないということでございます。第2子の入所につきましては、今現在、8か月以上の乳児については入所の受付をしているということでございます。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

2点目の御質問の実績でございます。現在、職員で育児休業を取っているのは、3名でございます。あと、育児短時間勤務を取っているのが1名でございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

12番、吉野徹議員。

（12番）吉野 徹

すみません、大変基本的なことで申し訳ないのですが、ついでもあります。今回は、津南町職員に対する育児休業の条例の改正なのですが、一般の職場のそういった育児に対しての条例も同じように使えるようになるのですか。今回は、町職員なのですが、一般の業種に勤めている方々のそういったなかは、これはどうなるのですか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

大変申し訳ございません。これについては、国の国家公務員の育児休業法に準じて地方公務員もやっておりますので、地方公務員しか把握しておりません。民間のほうかどのようになっているか、これも育児休業法の法律が定められておりますので、その範疇でやられているものだと認識しております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第35号について採決いたします。

議案第35号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 22

議案第36号 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第36号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の条例改正を行うものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

2 点、お伺いしたいのですが、この早出遅出勤務の期間というのは定められているのでしょうか。1 年とか、半年とか、期間はどうなっているのかということと、「配偶者の父母」ともう盛り込まれているのですが、別世帯でも別にいいと。親だからいいという考えで理解してよろしいのかどうか、お願いします。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

早出遅出勤務の期間は、特に定められておりません。早出遅出勤務の請求により請求していただいた期間ということになります。最後の、介護を行う者、いわゆる同居していない親ということでしょうか。介護されている方が親であれば、同居の有無は関係ございません。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

期間の定めがないということなのですが、給与の面では、特にこの期間は給与を減額するとか、そういうことはないのでしょうか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

早出遅出勤務は、1日の勤務時間の長さは変えておりません。早く勤務して早く終わるようなかたちですので、給与のほうは関係ございません。

議長（草津 進）

13番、桑原悠議員。

（13番）桑原 悠

育児・介護、両方にも言えることですが、実際に非常に忙しい行政の現場でこのようなケースが出てきた場合、言葉によるハラスメントと申しますか、そういうものが生じない雰囲気になってきているのかどうか、その辺りの皆さんの意識啓発というのは、どのようになっているのかということがちょっと気になるので、お聞きしたいのです。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

町でもハラスメント防止要綱を制定しておりまして、ハラスメントの防止には対策を掲げているところでございます。ハラスメント防止委員も設置しておりまして、相談体制も整うようにしておりますし、各課長会議では、こういう休暇の願いが出た場合は、十分考慮して休暇を与えるように指導をしているところでございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第36号について採決いたします。

議案第36号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 23

議案第37号 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議長（草津 進）

議案第 37 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（上村憲司）

新潟県重度心身障害者医療費助成事業実施要領が改正され、対象者に精神障害者手帳 1 級の方が追加されることに伴い、所要の条例改正を行うものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。 —（質疑者なし）—
質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第 37 号について採決いたします。
議案第 37 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 24

議案第 38 号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

議長（草津 進）

議案第 38 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（上村憲司）

冬季交通の確保を図るため、ロータリ除雪車を購入するものであります。細部につきましては、

建設課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

除雪車を買うことには別に問題はないのですが、余ってきた除雪車を「(株)津南高原開発」に譲渡するということに関しまして、こういう譲渡に関する町の取り決めとか、優先順位とか、そういう決めがあるのかどうか、お願いしたいと思います。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

いわゆる更新に伴う古い型の除雪機械、タイヤドーザもしかりロータリ除雪車等々購入に伴って出てくるところでございますが、そちらの決めごとというのが今の時点では、ものはございません。町道除雪の委託をしておる民間の業者等に過去もそういったかたちで、「これでお願いしたい。」というかたちのなかで、そういったマニュアルというものはございませんが、今後、続くことも予想されますので、検討してそういったマニュアル作りをしていきたいと思っております。

議長（草津 進）

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

そのようにやっていただきたいと思いますが、今回は、「(株)津南高原開発」さんのほうからそういうお願いがあったのでしょうか。そして、決定するに当たり、どのようなことが行なわれたのか、お願いしたいと思います。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

購入に伴って余ってくる、そういった所の要望というか意見といいますか、そういった話が今回「ニュー・グリーンピア津南」さんのほうからあったところで、ほかにないということで決定させてところでございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

建設課長のお話で、「こういった払下げ等に関する取り決めとか、今あまりはっきりしていないんだよ。」というお話でございました。私、こういった関連条例が津南町にないのかどうか、ちょっと調べさせてもらったのですが、その中で、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第6号というのが、昭和40年代ですから、もう50年も前に作られた条例がありまして、ここにこんなことが書いてあります。第6条では、「物品は、各号に該当するとき、時価よりも安い価格で譲渡することができる。」と記載されています。各号というもののうち1号では、「公益上の必要に基づき、地方自治体は公共団体又は私人に物品を譲渡できる。」というふうに記載されております。何が言いたいかという、まず、安い価格で譲渡するということですから、無償ということには当たらないのだろうと思いますし、それから、「公益上の必要に基づき」ということは、これを譲渡することによって公益上これが必要だということなのだろうと。譲渡というのは、一般論では有償による払下げです。ただでやるのは、譲与というふうに一般的には言っているのですが、この辺の条例の解釈を今回に適用するのかなと思っていたのですが、この条例と照らし合わせて今回の件についてどのようにお考えか、考えだけでいいですが、お聞かせ願えればと思っています。以上です。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

譲与と譲渡、その辺の無償にするのか、評価額といいますか、その辺の算定もしていないわけではないのですが、いわゆる町名義のもので町の除雪路線に関わる業者に、今までですと譲与になりますが、無償でやって名義を変えてもらって、路線除雪に活躍してもらいたいという流れでございます。条例の第6条の位置付けといいますか、その辺も踏まえて払下げうんぬんの今後の方向につきましても検討して作成したいと思っています。

議長（草津 進）

4番、風巻光明議員。

(4番) 風巻光明

私が訴えたいのは、この条例が昔からあるのだけど、非常に曖昧というか、解釈に苦勞するような条例の内容になっている。除雪車の払下げというのは、多分毎年1台くらいずつ更新するので、毎年発生することではないかと思います。この辺の条例、先ほど建設課長がおっしゃったようにもう少し確實にお作りいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長(草津 進)

13番、桑原悠議員。

(13番) 桑原 悠

私、分からないので教えていただきたいのですけれども、昨今、請負率という言葉が出てきているのですけれども、請負率と落札率の違いは分かっているのですけれども、今回、この言葉での表現というのはなぜなのかということと、また、その率が97.98%という高い比率になっているのですけれども、どのような経緯であったのかということをお聞かせいただきたいのです。

議長(草津 進)

建設課長。

建設課長(柳澤康義)

入札の流れで言いますと、今回、ロータリ除雪車の使用で規格はこうでございますという仕様書をもって、3社見積もりを頂いております。その中で見積額を徴したなかで町長より予定価格を入れていただきました。価格に対する入札の。こちら、落札率のほうが正解なのか。請負率というと、工事うんぬんのほうになるのかなということと、物品に対しては落札率のほうが正解なのかということ、どちらが正解なのかちょっと。そんな流れでございます。

議長(草津 進)

13番、桑原悠議員。

(13番) 桑原 悠

はい、分かりました。97.98%というこの高い一高いとよく町民は最近指摘するのですけれども一この比率については、どのような経緯というか、お考えだったのでしょうか。

議長(草津 進)

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

97.98%は、入札の予定価格に対する入札による落札における比率でございます。97.98%ということで、見積もりを徴したなかで予定価格を決めていただいた額に対する入札で、比率的には余り落ちないというふうに私は受けとめております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

6番、栞原洋子議員。

（6番）栞原洋子

少し教えていただきたいのですが、今回、「ニュー・グリーンピア津南」のほうに無償で引き渡したということですが、高額な備品ということになりますので、これは不要処分するときに、今回はロータリですけれども、決まり、マニュアルというものがないということですよ。処分するときに最終的には町長の決済で決まるわけですけれども、決めるまでのマニュアルというか規則、決まりがあるのでしょうか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

財産の処分については、財務規則にのっとってやっております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第38号について採決いたします。

議案第38号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 25

議案第39号 平成29年度津南町一般会計補正予算（第2号）

日 程 第 26

議案第40号 平成29年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日 程 第 27

議案第 41 号 平成 29 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 28

議案第 42 号 平成 29 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 29

議案第 43 号 平成 29 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（草津 進）

議案第 39 号から議案第 43 号まで、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 39 号「平成 29 年度津南町一般会計補正予算（第 2 号）」から、議案第 43 号「平成 29 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）」まで一括して説明申し上げます。

まず、一般会計の総務課関係では、歳入で、ふるさと支援町づくり基金繰入金の増、コミュニティ助成自治総合センター交付金の増。歳出で、松之山分校スクールバス負担金の増、地域おこし協力隊設置事業費の増、かりんの街路灯整備支援事業補助金の増、コミュニティ助成事業補助金の増などがあります。

税務町民課関係では、歳出で、臨時事務職員人件費の増、ごみ集積庫設置事業補助金の増であります。

福祉保健課関係では、歳入で、社会福祉費補助金の増。歳出で、障害者自立支援給付支払等システム事業の増、そだき苑修繕料の増、マイクロバス購入費補助金の増、医療機器購入による病院出資金の増などがあります。

地域振興課関係では、歳入で、県農林水産業総合振興事業補助金の増、地域振興戦略事業調整補助金の増、ふるさとものづくり支援事業補助金の増。歳出で、貸農園宿泊施設修繕料の増、県単農林水産業総合振興事業補助金の増、ふるさとものづくり支援事業の増、観光施設整備賃金の増、マウンテンパーク津南ロッジ屋根修繕料の増、秋山郷 2 次交通事業委託料の増、ひまわり広場実行委員会補助金の増などがあります。

建設課関係では、歳出で、積算システム回線電話料の増、橋梁関連システム維持管理負担金の増、生活道路消雪施設事業補助金の増であります。

教育委員会関係では、歳入で、国及び県の文化財保護費補助金の減、中学校費補助金及び社会教育費補助金の増。歳出で、学童保育施設改修工事の増、十日町市病児保育費負担金の増、部活動派遣指導者謝金の増、遺跡発掘調査事業の減などがあります。

国民健康保険特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、前期高齢者関係拠出金の増であります。

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計では、主に保険料還付金の増であります。

病院事業会計では、受変電設備改修工事の増、医療機器購入費及び備品購入費の増であります。細部につきましては、各担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、税務町民課長（高橋隆明）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（上村栄一）、病院事務長（桑原次郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行ないます。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

何点かお伺いします。福祉保健課関係で歳入の所、7ページ歳入の一番上に福祉・介護職員処遇改善加算所得促進事業、この仕組みをもう一度教えていただきたいのです。処遇改善加算というのは、利用者の利用料に加算されるものですよ。それがどういうふうに職員の昇給といいますか、給与アップとリンクした仕組みになっているのか教えていただきたいのと、この5万9,000円ですか。この仕組みをする施設といいますか、どういう所でこれをやるとなっているのか、教えていただきたいと思えます。

それから、国民健康保険のほうで、先ほど課長が「各医療保険も負担が重くなっている、国と津南町の保険者が拠出するのだ。」というお話なのですが、この前期高齢者拠出金というのは、もうほかの保険者からの負担はなしにして、町と国で拠出するのか。これはオーバーした分を国と町で拠出するのか。その点についてお聞かせください。

それと、秋山郷の2次交通のことについてなのですが、これはどこの業者に委託をしてやっていたのか。バスの大きさというのは、別に用意してやるのか。もう少し詳しくお聞かせください。

それと、スポーツエキスパート活用事業というのがありまして、中学校の先生方の部活動の時間が非常に長いというのが、これは今始まった話でもないですし、もう昔から私は大変な先生方の負担だと思っていたのですが、これはお1人のような感じなのですか、1人しか補助金の対象にならないのか。種目は、どういう部活の対象になるのか。その点についてお聞かせください。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

それでは、私のほうからお答えしたいと思います。まず、1点目ですが、歳入のほうの関係の福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業補助金の関係ですが、これは障害福祉サービスの報酬改定が今年度ありまして、そういった処遇改善加算とあって、その事業所がそういった加

算を取り入れている、介護報酬改定によって加算制度を取り入れた事業所に対してやるシステムなので、利用料とか利用者の関係ではありません。事業所の関係でそういった加算制度を取った場合に国のほうでそのシステム改修について市町村のシステムの改修費用を補助するというものでございますので、障害福祉サービスの報酬改定による職員の処遇を改善した事業所が加算を得られるというものでございます。

それから、前期高齢者の関係は、前期高齢者は国民健康保険のほうが多くて、それを支え合うということで健康保険組合との被用者保険が拠出金を出していたわけですが、それが非常に負担が重くなってきたということを是正するために、今年度から特にそういった負担が重いところを助けるということで、国と国民健康保険のほうで少しずつその拠出金分を支払基金のほうから被用者保険のほうに支出をするという内容でございます。

議長（草津 進）

地域振興課長。

地域振興課長（江村善文）

秋山郷の2次交通に関してですが、委託する業者は「森宮交通(株)」さんになります。バスの大きさなのですけれども、これについては完全予約制にしておりまして、秋山郷のほうは中型バスまでしか入れませんので、最高で20人。少ない場合には、マイクロタクシーとかに。予約の人数によってその辺は変化があるということになっております。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

スポーツエキスパート事業です。指導者1人でございます。種目は、女子バレーになります。4月からのバレーの担当顧問が全く素人の先生が来まして、それに対して本当に専門的な指導者を委嘱したということで、県単事業に乗ったということでございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

1点目の福祉介護職員の処遇加算なのですけれども、事業所が、一どこの事業所というのは聞いてもまずくはないのでしょうかねー 介護施設ではもうこういうことはやっているのかなと思うのですが、先ほど課長が障害福祉と言ったので、障害者施設でしょうかね。加算が取れるということなのですが、結局、加算が取れるというのは、利用者から加算を取るという仕組みではないのですか。それとその昇給の仕組みを作った所にといろいろおっしゃいましたけれど、どうも私はそこがちょっと理解ができないのですけれども、処遇加算の仕組みをどこから取るのです

か。

それと、もう1点。スポーツエキスパートは女子バレーということなのですが、ほかの部活でもそういう要望はなかったのか。この事業をもう少し利用して。これまでも外部からの講師なり派遣の方はいたのではないかなという気がするのですが、そこら辺はどうなのか。そういう方にもっと該当をさせられないのかなという気がしましたので、もう一度お聞きします。

それと、もう1点。ふるさと支援町づくり基金がありますね。皆さんがふるさとに寄附をしてくださるということなのですが、ちょっと前にテレビ報道でもありましたけれど、自治体が非常にお返し競争になっているということがあったのです。私もちょっと感じていたのは、お返しに大体半額くらいのをやるみたいなことだったような気がするのですよ。ふるさと支援町づくり基金の約半分くらいを委託料で払っているような気がしたのですが、その点について検討されたのかどうか、もう一度お願いします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

1点目の障害福祉サービスの関係ですけれども、これは要するに事業所が、そういった昇給と結び付いたかたちのキャリアアップの仕組みを構築した場合に報酬改定で国のほうからお金が来るというものなのです。そういった事業所については、来た場合にその報酬を町を通じて請求しますので、町の電算システムを改修する必要があるということです。その分で国のほうが実施したので、そのシステム改修費の補助金を町のほうに支出するということです。ですから、利用料とかは全く関係はありません。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

まず、こういった事業があるということで学校のほうに打診をしまして、学校側からの一部活動の申請ということで承っております。確かにほかの部活動、野球、バスケット、外部指導者がそれぞれおります。ただ、その部活につきましては、顧問に専門的な先生が付いておりますので、外部指導者というのはある程度補佐的な方たちということで捉えております。要は、県単事業に乗っかるに当たりまして、一応点数制が設けられております。やっぱり顧問の先生が専門性がないとぐっと点数が上がって、この県単事業に採択される確率が高いということもあって、今回、事業の申請に至っています。

以上でございます。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

ふるさと納税の御質問でございます。4月1日に総務大臣からふるさと納税に関する返礼品について通達がございまして、この中に「返礼品として3割を超える返礼割合のものは控える」というような通知がございまして、津南町の場合、5割はJTBに委託してありますけれども、これはいわゆる委託手数料を含めた5割でございまして、返礼品そのものは3割程度に抑えているところでございます。

議長（草津 進）

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

1点だけお伺いします。総務課長だと思います。ここにきてまた急遽、地域おこし協力隊1名入れるということでございましたね。トータルでいろいろあるのですが、金額で二百数十万円補正するわけですが、これはどこの地域がどういう目的でどのような成果を見込んでお願いしてきたのか。どういうふうな理由で地域おこし協力隊を1名増員したのか、その辺についてお聞かせください。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

今回は、3月末、予算編成後に要望が上がってきた芦ヶ崎上段地区の地域おこし協力隊の方でございまして。上段地区は、これから地域振興協議会の設立を目指しておりまして、この協議会設立に向けて様々な事業を。あと、上段地区は、「竜神の館」をはじめとして様々な観光施設もあるわけですが、ここら辺の観光PR等をもっと強化したいという目的で1人置いたものでございまして。

議長（草津 進）

12番、吉野徹議員。

（12番）吉野 徹

福祉保健課長、1点だけ教えてください。さっきマイクロバスの購入費補助金とありまして、318万円ですか、載っていますけれども、車が718万円。町が318万円、残りは国の補助金で400万円ということで聞きまして、今回の名義は「Tap」ということで聞きました。今後、生じることだと思うのですが、そうしましたら、町の保有する財産にならなくて「Tap」の持ち分になってしまうのですが、「Tap」は今回は全然出資はしていないと。全額国と町でお金を出した場合に、それが「Tap」の持ち物になってしまったということは、町がお金だけ出して、

あとは全てお願いするわけなのですから、そういうことになりますと、町の財産というか名義にならなくて全て「Tap」になった場合に、町はお金だけ出すということはあり得るのかななんて思うのですが、もし私の考え方が間違っていましたら教えてください。

議長（草津 進）
福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

マイクロバスの関係ですけれども、水中運動については、町の事業を「NPO 法人 Tap」のほうに委託をしておるわけでございます。あくまで町の事業ということでございますので。これは町が購入すれば一番いいのかもしれませんが、このスポーツ振興くじというのが、地方自治体は事業主体になれないという制約がありまして、NPO 法人が申請をしたところでございます。それで 400 万円という助成金が該当になったということでございます。あくまでもこれは「Tap」のほうには、水中運動はもちろん中心として使いますけれども、空いている時間については、町のいろんな体育事業に使うということで合意はいただいておりますし、将来的にもし水中運動の委託を「Tap」にしないとなった場合は、町で使うということで了解はいただいております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行ないます。

議案第 39 号について討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 40 号について討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 40 号について採決いたします。

議案第 40 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 41 号について討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 41 号について採決いたします。

議案第 41 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 42 号について討論を行いません。 — (討論者なし) —
討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 42 号について採決いたします。

議案第 42 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 43 号について討論を行いません。 — (討論者なし) —
討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 43 号について採決いたします。

議案第 43 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 30

議案第 44 号 工事請負契約の締結について (津南小学校増築工事)

議長 (草津 進)

議案第 44 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (上村憲司)

本件につきましては、津南小学校増築工事に係る工事請負契約の締結であります。5月29日に制限付一般競争入札を執行いたしましたので、請負業者と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。細部につきましては、教育次長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長 (草津 進)

教育次長。

教育次長 (上村栄一)

— (細部について説明を行う。) —

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

先ほど国庫負担が決まったというお話でしたが、この契約金額 3,236 万 2,200 円ということなのですが、国庫負担はどのようになっているのか。それと、電気工事等の入札は別に行っていたようなのですが、—こことは関係ないか— ここには含まれていないと思うのですが、そういうものも国庫負担の対象になるのか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

国庫負担の内示額でございますが、1 億 4,083 万円でございます。それから、電気工事につきましては、5 月 29 日同日ですが、入札を行いまして落札されております。当然、電気工事についても国庫負担の対象となっております。

以上です。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

県の負担というものはないのでしょうか。国庫負担と町の一般財源で建てるということになりますか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

国庫負担のほか県の負担金はございません。あとは起債を活用しています。

以上でございます。

議長（草津 進）

13 番、桑原悠議員。

（13 番）桑原 悠

随意契約に至るまでの経緯は聞いておりますが、これは国庫負担が入っておりますので、考え

ますと国の会計検査の検査対象になるものと思います。ですので、本来であれば、競争入札でないと難しいのかなという思いもしております。その辺りが非常に心配な点であるのですけれども、本当に大丈夫でしょうかということをお聞きしたいのです。

議長（草津 進）
教育次長。

教育次長（上村栄一）

5月29日、一応、一般競争入札というかたちで入札を行いまして、再々入札の結果、不落となったということでございます。不落となった場合でも、一番価格の低い業者と随意契約することができるということで津南町の財務規則で定められておりますので、その規則に沿って契約をいたしております。

以上です。

議長（草津 進）
13番、桑原悠議員。

（13番）桑原 悠

そうしたら、会計検査に対してもそのような説明をされるということでしょうか。

議長（草津 進）
教育次長。

教育次長（上村栄一）

そのとおりでございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第44号について採決いたします。

議案第44号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 31

発議案第3号 国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、河田強一議員。

（10番）河田強一

発議案第3号について提案理由の説明をさせていただきます。

昨年、行われました参議院選挙では、10増10減の定数見直しにより実施されました。本県も定数が半減され、最少得票数の3.2倍もの得票を獲得しながら落選されております。また、鳥取県と島根県、高知県と徳島県においては合区され、地域代表である国会議員がいなくなるおそれもあります。さらに、衆議院議員においては、総選挙区6減比例4減を先行し実施することが、先日6月9日に成立いたしました。このように地方の議員が徐々に減ってきている。大都市に集中してきている。特に今、地方は著しく人口減少が進んでおります。そうしたなかでこのように1票の格差が是正されたものの選挙区においては開きがあり、地方の声が国政に届けにくくなります。以上のことから、国政選挙における選挙区定数等については、地方公共団体や国民の声を聴きながら十分に議論を行い、衆参両院の在り方を含め、抜本的な選挙制度改革を求めるため、意見書を提出するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

この意見書の下の方なのですが、「都道府県ごとの民意が国政に届かなくなることから、解消を求める声が出ていること、さらには、憲法を改正して参議院を都道府県ごとの代表に位置づけるなど」というふうに書かれているのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、憲法を改正しなければならないほど悪い選挙制度なのでしょうか。河田議員はどう思っていますか。

議長（草津 進）

10番、河田強一議員。

（10番）河田強一

私としましては、一番の問題は、特に参議院に1県1名以上の代表者は必要ではないかと思っております。それで、1県1名にする場合においては、「憲法第43条両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」とあります。ですから、この「全国民を代表する選挙された議員」というところが、「市町村を代表するものではない」という点がありますので。ですから、我々が憲法改正論議に対して発言をすることはできませんので控えたいと思っておりますけれども、やはりこういった面を考えると、特にこの第43条の面も含めた改正を議論していただき

たいということでございます。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

河田議員は、ここで1票の格差の是正というふうなことも書かれているわけなのですが、国会議員の定数を減らすということには賛成できませんが、1票の格差是正をするのであれば、選挙制度の中の小選挙区制はやっぱりなくしていくべきではないかと。それこそ、民意が反映できない選挙制度ではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（草津 進）

10 番、河田強一議員。

（10 番）河田強一

私としましては、小選挙区制の在り方は、小選挙区制の在り方でかまわないと思います。しかし、昔は衆議院の場合ですけれども、中選挙区制を実施しておりました。また、衆議院においては、比例代表制度もありますので、現行のやり方でもいいのではないかとは思っております。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

小選挙区制の実態といいますか、今の小選挙区制で各選挙区で第1党が得票を取るわけですが、当選した方の得票が4割くらいの大変低い得票で。しかし、低い得票だけでも当選ですから、7割から8割の議席を取るわけですよ。やっぱりそうすると、大多数の民意が反映できないと思うのですが、それでも良いと思いますか。

議長（草津 進）

10 番、河田強一議員。

（10 番）河田強一

非常に複雑なところなのですけれども、ですから、そういった小選挙区制の在り方というか区割り、そういったものも見直していただきたい。先ほども申しましたように、これからどんどんどんどん都会と地方の人口格差が広がってくるなかにおいて、2倍以上は違憲というような判断も出ておりますけれども、そうしたものを含めたなか、その都度その都度選挙区割りを変更するのではなく、ある程度先を見た選挙区割り等々を検討していただきたいということでありませう。それが私の意見になります。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第3号について採決いたします。

発議案第3号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立3名）—

賛成多数です。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 32

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を もとめる請願

議長（草津 進）

請願第1号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

それでは、請願について経過を御説明いたします。

去る6月5日、新潟県教職員組合十日町市中魚沼郡支部の執行委員長及び紹介議員2名により、「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択をもとめる請願書」を受理いたしました。本請願については、事前に配布してありますとおりでありますが、その趣旨についてだけ簡単に説明いたします。子どもたちが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、地域住民、教育者共通の願いであります。そのためには、小中学校の全学年で30人以下の学級の実現のための教育条件整備の予算確保が必要であります。日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの生徒数が多くなっているにもかかわらず、10年以上にわたり教職員定数改善計画ができない状況が続いております。また、平成18年に三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政の圧迫、教育条件格差も生じています。自治体が安定的に教職員を輩出するためには、国段階での定数改善計画の策定と実行が必要であります。さらに、子どもの貧困、障害がある子どもへの配慮、いじめや不登校は増加し、学校に求められる役割は増大しております。そのため、きめ細やかな指導と学びの質を高めるには、教職員定数改善は不可欠であります。将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への投資として教育の支援を行い、充実した人材育成により雇用や就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、政府予算編成において2点について実現されるよう意見書を提出してい

ただきたいということです。1番は、「少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下とすること」。「教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元すること」ということでございます。以上のことから、議長より本請願について総文福祉常任委員会に付託を受けました。

続いて、6月14日に行いました委員会による審査を報告いたします。賛成意見でございます。

「現職・元職の教員にヒアリングをした結果、いじめや不登校が発生しているなか、教員の目が届くのは30人以下であるということから賛成です。」、「教育環境が良くなってきているが、更に良くすることについては賛成です。」、「OECD加盟国の中で一クラス当たりの生徒数は日本が最も多い。また、先生の勤務時間も他業種に比較して一番長い。したがって、義務教育国庫負担金の復元は必要である。」、「少子化の実情を捉え、きめ細やかな教育は必要だ。」、「地方財源が厳しいなか教育の国庫負担は拡充する必要がある。」等々の意見がでまして、総文福祉常任委員会は全員が賛成であり、本請願は総文福祉常任委員会では採択といたしました。

以上でございます。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

30人以下の学級実現は分かるのですが、義務教育費負担制度の2分の1に復元というのは、津南町としては、今どの程度の金額が国から国庫負担として入っているのか。それが2分の1と3分の1でどれくらいの差が生じるのか、お願いしたいと思います。

議長（草津 進）

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

頭の中にあるだけでお答えしたいと思いますけれども、義務教育費国庫負担というのは、背景にはいわゆる憲法で言う「国民は法律で定めるところにより、等しく教育を受ける権利を有する」というところから、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、あるいは、資質向上によるところが非常に大きいわけでございます。そのためには、やっぱり必要な財源を安定的に確保することが不可欠なのですけれども、市町村単位で非常に教育に関する財源に左右されないよう、教職員配置をばらつきや格差がないように国が教職員—義務教育の、今現在75万人くらいいるそうなので—給与や諸手当を国庫負担金として交付するものであります。それが平成17年までは2分の1負担でありましたが、三位一体改革で3分の1とされたことは、先ほど壇上で申し上げたとおりでございます。したがって、地方自治体の負担は、教職員関連の給与・手当等の総額の3分の2を負担することになってしまったということですが、では、

津南町の負担額はどの程度かといいますと、教員は一応県職というかたちになりますので、津南町の負担だけは捉えておりません。国全体と新潟県の状況だけ御説明しますと、今、国全体の文教費というのは、約 22 兆円でございます。それに対して国が 6 兆円、地方が 16 兆円ということです。その約半分近くが今の義務教育国庫負担金でございます。今まで国が日本全体の地方自治体に払う金額が 2 分の 1 でありましたので、2 兆 7,000 億円くらいを地方に交付しておりました。これが 3 分の 1 になりましたので、現在、1 兆 6,000 億円から 7,000 億円ということで、約 8,000 億円が減額されたこととなります。これは国全体でございますが、では、新潟県はどうだったのかといいますと、新潟県の教員の給与は 550 億円でございます。2 分の 1 から 3 分の 1 に減額されたので、影響額としては、新潟県は 180 億円減少したということなのですが、そのうち、税源移譲特別交付金の配分とかそういうものがございまして、大体 180 億円減らされたのだけれど、実質は 30 億円くらいの減ではないかなと推測しております。ですから、今、新潟県が 550 億円あって、その 2 分の 1 で大体 220 億円くらいが新潟県全体の教職員の給与ではないかと思えますから、津南町単独で捉えるとどうかといいますと、ちょっとお答えできないのですけれど、人口比で配分すれば大体分かるかなと思っております。そのようなところなのですが、よろしいでしょうか。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第 1 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第 1 号について、採決いたします。

請願第 1 号に対する委員長報告は、採択です。

請願第 1 号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第 1 号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日 程 第 33

発議案第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第 4 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

ただ今は、「30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択をもとめる請願」を採択いただきまして、ありがとうございました。引き続いて、同項に関わる意

見書を政府のほうに提出したいと思いますので、皆様方の賛同をお願いしたいと思います。提出大臣については、記載のとおりでございます。内閣総理大臣はじめ文部科学大臣等々でございます。よろしく申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号について採決いたします。

発議案第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

日 程 第 34

議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することとしたいと思
います。

これに御異議ございませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 35

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・
審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査することに決しました。

議長（草津 進）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（上村憲司）

6月議会、いわば今年度のスタートの議会であります。各案件について議員各位から真摯に御議論をいただきましたことを、また、上程されました案件についてそれぞれ承認・可決をいただきましたことを改めて感謝を申し上げる次第であります。御案内のとおりでありますけれども、病院問題一つ取りましても、今年はこれからの津南町の方を決めなければならない極めて多端な年になるであろう、そのように考えておるところであります。議員各位の一層の御指導を改めてお願いを申し上げる次第であります。

昨日、ある方にお誘いいただきまして、ちょうど11日に一般公開が行なわれた沖ノ原の特別遺跡の発掘調査を見逃したものですから、昨日行ってまいりました。5,000年前、1,000年にわたって縄文人が沖ノ原の大地に大集落をかまえて住み継いでおった。その囲炉裏が、モザイク模様の本当に素晴らしい造形美を持った囲炉裏がそっくりそのまま残っております。伺いましたら、世界でも屈指の遺跡であるというお話だそうであります。火焰型土器といい、あの囲炉裏といい、縄文の人々というものの感性が、我々には到底及ぶべくもありませんけれども、何か驚きではない、もっともっと神秘的な思いすら抱かせるものであります。我々は、そういった地に生まれ育ち、それを残したい、そう決意をさせていただいて、皆さんも一緒でありますけれども、御努力をいただいております。どうかそうしたものをしっかりと残すことのできる町づくりということと一緒に考えていただけたらと思いを新たにいたしましたところでもありました。心から本議会での御尽力に深謝申し上げて、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（草津 進）

これにて平成29年第2回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後0時22分）—